住民監査請求に基づく監査の結果

(令和5年1月25日請求分)

京都市監査委員 西村義直

同 安 井 勉

同 山 添 洋 司

同 河原林 温 朗

第1 請求の概要

令和5年1月25日に提出された住民監査請求(以下「本件請求」という。)の概要は、次のとおりである。

1 請求人の数

1名

2 請求の要旨

- (1) 京都市長を筆頭に、京都市スポーツ担当局、各区のスポーツ推進委員会(以下「区委員会」という。)、市民スポーツ振興室、各区まちづくり推進担当は、(2)以下のとおり日本国憲法で保障される国民の人権(特に財産権)を侵害していると認められる。
- (2) 京都市スポーツ推進委員の報酬及び費用弁償に関する規程(以下「委員報酬等規程」という。)を無視し、各区委員会において、過去に在職していた京都市職員により意図的に当該委員会の運営を考え、独自の規約を作成し、前年踏襲により現在まで違法な運営が常態化されたまま行われている。
 - ア ボランティアで活動する各区のスポーツ推進委員(以下「委員」という。)に 対しては、委員報酬等規程に基づき、報酬(以下「委員報酬」という。)として 年額1万円が支払われることとなっている。

しかし、各区委員会の幹事長は、毎年度、「スポーツ推進指導員負担金」名目で各委員に請求書を発行し、各委員に1円も渡さないまま、受給のないまま、各委員が本来受けるべき報酬額から所得税法に規定する源泉所得税を控除して、各委員に架空の給与所得の源泉徴収票を発行して交付している。

- イ 事実証明書(1)の「令和4年分給与所得の源泉徴収票」のとおり、7,500円のうち5,000円は上記アに記載した架空の給与(令和3年分下期)で、残額の2,500円は請求人が令和4年の途中で委員を辞職した時に伏見区まちづくり推進担当から実際に手渡しでもらった金銭である(委員報酬等規程による交通費の実費弁償は未だ支給されず。)。
- (3) いつ、誰が考えこのようなスキームを考えたのか分からないが、ボランティア活動されている方に、国税及び地方税、社会保険料を強制的に負担させていることは明らかな事実であり、また、このようなスキームにより、委員に対し、日本国憲法で保障する財産権の侵害をしていることも明らかである。

- 一刻も早く、正しい形のスポーツ推進委員会となるよう切に願う。
- (4) 京都市が行っている委員報酬等規程に基づく財務会計上の問題点は、次のとおりである。

委員報酬等規程をよりどころに各区の委員会は、委員から請求方式により集めたものを当該委員会の運営費用に充てている。また、集めた運営費用は、活動した委員に、再度、実費弁償として支払っている。また、交通費の実費弁償についても同様である。また、残りの運営費用については、本来、ボランティア活動で報奨金として受け取るべき金銭をその他の活動(一部の幹事の飲食代や他府県との交流費用等)に充てている。上記で述べたとおり、所得税等を無理やり負担させておきながら、このような使い道は言語道断である(寄付金控除があれば別であるが。)。

- (5) 上記に述べたとおり、不正スキームにより、本来、受け取るべき委員に委員報酬等規程に基づいた金銭が支払われないこと、京都市の財政をこのようなスキームにより不正に当該委員会に充てていることは、重大な問題である。京都市長がこのような事実を見過ごし、今まで放置していたことは到底許せるものではなく、長年、京都市の財政を不当に減少させていた事実は明白である。
- (6) 上記事実については、過去より行っていた行為であり、1年間だけの監査で収まるものではないため、市民のためにできるだけ遡及して監査を行っていただくよう 請願する。
- (7) 事実証明書(14)のとおり、京都市職員が5名もいて、再三再四検討するようお願い してきたが、真剣に改善する方向性も連絡していただけない。第三者による監査を 行っていただくよう請願する。

3 事実証明書の目録

- (1) 令和4年分給与所得の源泉徴収票
- (2) 令和5年1月20日付け伏見区スポーツ推進指導員会からの請求人宛文書「令和4年分給与所得の源泉徴収票の送付について」
- (3) 令和4年4月1日付け京都市スポーツ推進指導員の委嘱状
- (4) 令和4年4月1日付け京都市スポーツ推進委員の委嘱の辞令
- (5) 令和4年6月21日付け請求人から京都市スポーツ担当局長宛文書「京都市スポーツ推進指導員 辞職願」
- (6) 令和4年6月21日付け京都市スポーツ推進指導員の辞職の承認の通知書

- (7) 令和4年6月21日付け京都市スポーツ推進委員の解嘱状
- (8) 京都市スポーツ推進委員の報酬及び費用弁償に関する規程
- (9) 伏見区スポーツ推進委員会から伏見区スポーツ推進委員宛の伏見区スポーツ推進 指導員負担金に係る請求書の様式
- (10) 伏見区スポーツ推進委員会から伏見区スポーツ推進委員宛の伏見区スポーツ推進 指導員負担金に係る領収書の様式
- (11) 請求人の令和3年度の伏見区スポーツ推進指導員実費弁償支給額
- (12) 請求人の令和3年度の伏見区スポーツ推進指導員実費弁償明細書
- (13) 伏見区スポーツ推進指導員実費弁償支給額の様式
- 14) 請求人が本件について話し合いを行った京都市の担当者氏名等
- (15) 令和4年9月29日付け伏見税務署長から請求人宛の文書 令和2年分所得税及び 復興特別所得税の更正通知書及び別表
- (16) 令和4年9月29日付け伏見税務署長から請求人宛の文書 令和3年分所得税及び 復興特別所得税の更正通知書及び別表
- (17) 京都市から請求人宛の市税等の還付金に関する文書 「還付のお知らせ」 2件 第2 要件審査
 - 1 監査請求期間(地方自治法第242条第2項)の趣旨

地方自治法第242条第2項本文は、普通地方公共団体の執行機関、職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法、不当なものであったとしても、いつまでも住民監査請求又は住民訴訟の対象となり得るものとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして、監査請求の期間(当該行為があった日又は終わった日から1年)を定めている。しかし、当該行為が普通地方公共団体の住民に隠れて秘密裡にされ、1年を経過してから初めて明らかになった場合等にもその趣旨を貫くのが相当でないことから、同項ただし書は、「正当な理由」があるときは、例外として、1年を経過した後であっても、普通地方公共団体の住民が監査請求をすることができるようにしている。当該「正当な理由」の有無については、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査をすれば客観的に見て監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている(最高裁平成14年9月12日第一小法廷判決)。

また、普通地方公共団体の一般住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的に見て監査請求するに足りる程度に財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができなくても、監査請求をした者が上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される場合には、そのように解される時から相当な期間(判例によれば、概ね2箇月程度)内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている(最高裁平成14年10月15日第三小法廷判決)。

2 本件請求のうち令和4年1月24日以前の委員報酬に係る公金の支出に係る部分について

請求人は、全ての委員の委員報酬について、市民のため可能な限り遡及して監査を行うことを求めているものと解されるが、上記1のとおり、法第242条第2項ただし書の「正当な理由」がある場合を除き、監査請求の期間を徒過したものについては住民監査請求の対象としないというのが法の定めるところであるから、法第242条第2項ただし書の「正当な理由」の存在が認められない限り、本件請求のあった日の1年前の日の前日である令和4年1月24日以前に行われた委員報酬に係る公金の支出について監査の対象とすることは適当でない。

そこで、本件における「正当な理由」の存否について検討すると、まず、本件請求に係る請求書には「正当な理由」の存在を認めるべき事由が記載されていない。

そして、請求人は令和元年8月1日付けで委員に就任しており(後記第4 1(4) イ(り)参照)、遅くとも同年4月から9月までの分の委員報酬の支給の時点(委員報酬等規程第2条第2項によれば、令和元年9月21日)までに、各委員の委員報酬に係る公金の支出の存在及び内容(特に、それらが請求人の主張する「不正スキーム」により行われたこと)を知ることができたと解されるが、請求人は当該時点から相当な期間内に本件請求と同内容の住民監査請求を提起せず、その後も本件請求に至るまで監査請求を提起していない。そうすると、令和4年1月24日以前に行われた委員報酬に係る公金の支出については、「正当な理由」があるものとして本件請求の対象とする余地はない。

3 結論(要件審査)

よって、本件請求については令和4年1月25日以降に行われた委員報酬に係る公金の支出を対象とする部分について監査を実施し、それ以外の部分は地方自治法第242条の規定に適合しているとは認められないため、却下する。

第3 監査の実施

本件請求のうち、令和4年1月25日以降の支出に係る部分について、京都市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

1 監査の種類

住民監査請求に基づく監査(法第242条第5項)

2 監査の対象

委員報酬に係る公金の支出(令和4年1月25日以降に行われたものに限る。)

3 監査の着眼点

監査の対象となる行為の違法性又は不当性

4 監査の主な実施内容

関係職員(文化市民局の職員をいう。以下同じ。)に対し、関係書類の提出を求め、これを審査したほか、質問調査を行った。

なお、本件請求については、請求人から、法第242条第7項の規定による陳述を行 わない旨の申出があったため、陳述の聴取を行わなかった。

また、請求人は新たな証拠の提出を行わなかった。

- 5 監査の実施期間及び実施場所
 - (1) 実施期間

令和5年2月3日から同年3月16日まで

(2) 実施場所

監査事務局執務室

第4 監査の結果

1 事実関係及び関係職員の説明の要旨

本件における監査において認められた事実関係及び関係職員の説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 委員及び委員会について

ア 委員の職務

委員は、市、区の体育振興会の実施するスポーツ大会の運営、審判業務等を主 としている。業務の遂行にあたっては、京都市スポーツ推進委員規則(以下「委 員規則」という。)第4条に定めるとおり、委員は相互に密接に連絡し、協力し なければならない。

イ 委員会の必要性

これらの業務は、参加人数や回数も多く、事業規模も大きいことから、各委員が単独で携わるものではなく、京都市体育振興会連合会(市体振)の事業は市の委員を、各区体育振興会連合会(区体振)の事業は区の委員を一つのグループとして組織的に業務を遂行する必要がある。

そこで、委員規則第4条に則り、組織的に業務を遂行するため、市においては 市内の、区においては区内の委員全員が加入する委員会を設けるとともに、委員 会に委員長や幹事長等の役員を置き、役員が中心となって市体振・区体振との協 議、各委員の分担や連絡調整を円滑に行うため、全委員の委員会加入は必須とな る。

なお、区委員会に対して京都市から補助金は交付されていない。

(2) 委員報酬について

京都市スポーツ推進委員の報酬は、文化市民局市民スポーツ振興室が予算化し、 各区地域力推進室に予算を令達し、各区地域力推進室において支出負担行為を行い、 委員報酬等規程第2条に定められた委員報酬の額(10,000円(年額。以下同じ。)) から所得税を源泉徴収した残額を各委員に支給することとしている。

(3) 区委員会の負担金について

区委員会は、その目的のため、必要な事業を実施する必要があり、各委員の合意 に基づき区委員会として実施する事業の財源として委員から負担金を徴収すること としている。

(4) 委員報酬の支給及び負担金の徴収について

ア 委員報酬の支給及び負担金の徴収の方法

負担金の徴収に係る各委員の負担を可能な限り少なくするため、また、これらの金銭の管理を安全円滑に行うため、一部の区を除いて、以下のような方式を採用している。

伏見区を例に挙げると、伏見区地域力推進室において、所得税を控除した残額 全額を、各委員から報酬受領権限の委任を受けた伏見区委員会に支払っている。 伏見区スポーツ推進委員会(以下「伏見区委員会」という。)においては、各委 員との同意に基づき、所得税を控除した後の委員報酬全額を伏見区委員会負担金 として収入している(伏見区委員会においては、委員会負担金から委員人数分の 全国スポーツ推進委員連合会費(1人500円)及び京都市スポーツ推進委員会分担金(1人1,000円)相当額を含む。)を京都市スポーツ推進委員会に支払っている。)。

なお、伏見区委員会からは、報酬支給時に各委員宛てに「伏見区スポーツ推進 指導員会負担金」に係る請求書及び領収書を送付している。

この処理(以下「本件方法」という。)は、一部の区を除いて、他区でも同様の取扱いである。

イ 本件方法の根拠

伏見区を例に挙げると、本件方法によって委員報酬を支給し、負担金を徴収する根拠としては、以下のものが挙げられる。

(ア) 区委員会の規約

伏見区スポーツ推進委員会規約(以下「伏見区委員会規約」という。)第12条第2項において「本会の経費は委員報酬、その他の収入をもってあてる。」としている。

(4) 区委員会における議決による承認

毎年4月に開催される第1回伏見区スポーツ推進指導員会において、予算書上において「伏見区スポーツ推進指導員負担金」として、委員報酬から給与所得の源泉徴収後の金額を委員全員から徴収する旨を記載するとともに、委員報酬等規程をもとに、京都市から委員報酬が支給され、京都市において委員報酬から給与所得の源泉徴収後の金額を伏見区委員会が委員全員から徴収する旨を説明したうえで、議決による承認を得ている。

なお、「令和3年度 第1回伏見区スポーツ推進指導員会」は委員61名中40名が、「令和4年度 第1回伏見区スポーツ推進指導員会」は委員57名中の37名が参加している。第1回伏見区スポーツ推進指導員会に欠席した委員については、当日出席した近隣在住の委員によって資料を届ける等の対応をしている。

(ウ) 「報酬の取扱いに関する同意書兼委任状」による確認

上記組織的な決定行為に加え、委員就任当初に、各委員から「報酬の取扱いに関する同意書兼委任状」(以下「同意書兼委任状」という。)の提出を受けている。同意書兼委任状には、「報酬については、伏見区スポーツ推進指導員

会負担金として伏見区スポーツ推進指導員会が一括して収入」することについて同意する旨と、「報酬受領に関する一切の権限を伏見区スポーツ推進指導員会に委任」する旨が明記されている。このように、上記(4)の会議での組織的な意思確認・決定のほか、報酬の取扱いに係る意思確認については、全ての委員について、同意書兼委任状をもって個別に確認をしている。

なお、当該書類については、請求人(令和元年8月1日付けで委員に就任、 令和4年6月21日付けで退職)からも令和元年9月18日付けで伏見区委員会に 提出されている。

(5) 請求人が主張する「一部の幹事の飲食代や他府県との交流費用等」に該当すると 思料される支出について

伏見区委員会を例に挙げると、「一部の幹事の飲食代や他府県との交流費用等」に該当すると思料される支出としては、令和3年度の「4区スポーツ推進指導員会スポーツ研修会」に係る参加費及び実費弁償、令和4年度の「京都府スポーツ推進委員研究大会」に係る実費弁償、「4区スポーツ推進指導員会スポーツ研修会」に係る参加費及び実費弁償、「全国スポーツ推進委員研究協議会」に係る実費弁償、「5大都市スポーツ推進委員研究集会」に係る飲食代及び実費弁償、「近畿スポーツ推進委員研究協議会」に係る飲食代及び実費弁償、「近畿スポーツ推進委員研究協議会」に係る飲食代及び実費弁償がある。

2 関係法令等

(1) 委員の委嘱に係るもの

ア スポーツ基本法

委員は、スポーツ基本法第32条に基づき、市町村におけるスポーツ推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツ実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う者であり、事業の企画・立案や運営のほか、地域住民・行政・スポーツ団体の間の円滑な連携の調整などを行い、地域スポーツの中核的役割を担うことが期待されている(以上につき、スポーツ庁ウェブページ「スポーツ推進委員」https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1371972_00001.htm)。

また、委員は、非常勤の地方公務員に当たるものと解される(同条第3項)。

イ 委員規則

委員の任期(原則2年)、職務、服務等については、スポーツ基本法第32条第 1項の委任を受けた、京都市スポーツ推進委員規則第2条以下に定めがある。

ウ 京都市スポーツ推進委員選考要綱

委員の選考基準や選考人数等については、スポーツ基本法第32条及び京都市スポーツ推進委員規則第6条の委任を受けた、京都市スポーツ推進委員選考要綱第2条から第4条までに定めがある。

(2) 委員の報酬等に係るもの

ア地方自治法

上記(1)アのとおり、委員が非常勤の地方公務員に当たるものと解されることから、普通地方公共団体は、「その委員会の非常勤の委員」として、委員に対し報酬を支給しなければならないものと解される(地方自治法第203条の2第1項)。

なお、地方自治法においては、「報酬」は非常勤の者に対する給付をいい、「給料」(地方自治法第204条第1項参照)は常時勤務に服する者に対する給付をいうところ、給与については、地方公務員法第25条第2項において直接払の原則が定められているが、報酬については同項の規定は適用されない。

イ 京都市報酬及び費用弁償条例及び委員報酬等規程

京都市における委員報酬については、京都市報酬及び費用弁償条例(以下「報酬等条例」という。)と、それを受けた委員報酬等規程が定めており、報酬等条例第2条第14号及び第3条第2項並びに委員報酬等規程第2条によれば、委員報酬は年額10,000円とされ、4月から9月までの分として5,000円を9月21日に、10月から翌年3月までの分として5,000円を翌年3月21日に支給するものとされている。報酬の額及びその支給時期以外の具体的な支給方法についての定めは、報酬等条例及び委員報酬等規程には設けられていない。

ウ 伏見区委員会規約

伏見区委員会規約第12条第2項には「本会の経費は委員報酬、その他の収入を もってあてる。」とあり、これは、同会の運営経費が委員報酬によって賄われる べきことを明らかにした規定であると解される。

一方、各委員から受け取る金額及び委員報酬を受け取る方法についての定めは 設けられていない。

3 判断及び結論

(1) 監査の対象の整理

ア 監査の対象とする行政区について

請求書によれば、請求人は、本件方法による京都市各区のスポーツ推進委員会に対する支出が違法又は不当であるとして、それら全てについて監査を行うべきことを主張しているものと解される。

しかしながら、上記第4 1(4)アのとおり、一部の区では本件方法によらずに委員報酬が支給されている一方、伏見区を含む大多数の区では本件方法が採用されている点で共通していることから、本件方法による京都市各区のスポーツ推進委員会に対する支出の違法性又は不当性を判断するに当たっては、請求人が第一義的に問題としている伏見区における委員報酬の取扱いについて監査を行うこととし、伏見区における委員報酬の取扱いについて違法性又は不当性が認められた場合に、必要に応じて、伏見区以外の区についても監査を行うこととする。

イ 監査の対象とする財務会計行為について

本件方法による伏見区委員会に対する支出の違法性又は不当性を判断するに当たっては、監査の対象とする財務会計行為を具体的に特定する必要があり、そのためには、本件方法の法的構成を明らかにする必要がある。

本件方法の法的構成を明らかにするに当たっては、委員就任当初に各委員から 伏見区委員会幹事長に提出された同意書兼委任状(上記第4 1(4)イ(が)参照)の 記載内容が参考になる。当該文書には、「京都市スポーツ推進委員の報酬及び費 用弁償に関する規程第2条による報酬の取扱いについて、下記の内容のとおり同 意し、報酬の受領に関する一切の権限を伏見区スポーツ推進指導員会幹事長に委 任します。」とあり、同意事項として、①伏見区委員会が、伏見区スポーツ推進 指導員負担金として、各委員の委員報酬を一括して収入し実費弁償の財源に充て ることと、②報酬の受領に関する一切の権限を伏見区スポーツ推進指導員会に委 任すること等が記載されている。これは、伏見区委員会の負担金を徴収すること 及びその額が各委員が受給すべき委員報酬相当額であることを前提に、それに代 えて、伏見区委員会が各委員を代理して各委員の委員報酬について受領すること とし、そのために、各委員が委員報酬の代理受領を伏見区委員会に委任すること を意図したものと解釈することができる。

以上を踏まえると、本件方法は、①各委員から伏見区委員会に対する委員報酬

の代理受領の委任(以下「本件委任」という。)、②京都市(伏見区)による伏見 区委員会に対する委員報酬の支払(伏見区委員会による代理受領。以下「本件代 理受領」という。)、③各委員の負担する負担金の支払債務と、伏見区委員会の負 担する委員報酬相当額の支払債務との相殺の3つの法律行為から成るものと解さ れる。

これらの3つの法律行為のうちの①及び③は私人と任意団体との間でなされる 法律行為であり、京都市の財務会計行為には当たらないから、それら自体は本件 における監査の対象とはなり得ない。

よって、以下では、上記の3つの法律行為のうちの②の本件代理受領の違法性 又は不当性について監査を行うこととする。

(2) 本件代理受領の違法性・不当性について

ア 判断基準

上記第4 2(2)イのとおり、委員報酬の額及び支給時期については、委員報酬等規程に規定されているが、直接払を義務付ける地方公務員法第25条第2項(上記第4 2(2)ア参照)のような具体的な支給方法についての法令等の定めはなく、委員報酬の代理受領は制限されていないと解される。

そうすると、本件代理受領は、その前提となる本件委任が有効である限り、委 員報酬の代理受領として適法かつ正当であるということになる。

そこで、以下では、本件委任の有効性について検討する。

イ 本件委任の有効性

(ア) 各委員に対する説明の状況

関係職員によれば、委員報酬の取扱いについての各委員に対する説明は、以 下のように行われているとのことである。

- a 委員就任に当たり、委員の委嘱の手続を行う文化市民局市民スポーツ振 興室では、委員報酬の取扱いについての事前説明は行っていない。
- b 委員就任当初に同意書兼委任状の提出を受ける際に、伏見区委員会において委員報酬の取扱いについての説明を行っている。
- c 委員就任後、毎年4月に開催される第1回伏見区スポーツ推進指導員会 において、委員報酬から所得税の源泉徴収分を差し引いた金額を「伏見区 スポーツ推進指導員負担金」として委員全員から徴収する旨を記載した予

算書を配布したうえで、委員報酬等規程に基づき京都市から委員報酬が支給されるものの、委員報酬から所得税の源泉徴収分を差し引いた金額を伏見区委員会が委員全員から徴収する旨の説明を行っている。

なお、第1回伏見区スポーツ推進指導員会に欠席した委員については、 当日出席した近隣在住の委員によって資料を届ける等の対応をしている。

(4) 各委員の同意の確認方法

関係職員によれば、委員報酬の取扱いについての各委員の同意は、以下のように行われているとのことである。

- a 委員就任当初に、各委員から同意書兼委任状の提出を受けている。上記 (1)イ(7)のとおり、当該文書には、「京都市スポーツ推進委員の報酬及び費用 弁償に関する規程第2条による報酬の取扱いについて、下記の内容のとお り同意し、報酬の受領に関する一切の権限を伏見区スポーツ推進指導員会 幹事長に委任します。」とあり、同意事項として、①伏見区委員会が、伏見 区スポーツ推進指導員負担金として、各委員の委員報酬を一括して収入し 実費弁償の財源に充てることと、②報酬の受領に関する一切の権限を伏見 区スポーツ推進指導員会に委任すること等が記載されており、冒頭に各委員の氏名(自署)、末尾に各委員の住所及び氏名(自署)が記され、さらに 末尾には押印もされている。
- b 上記第1回伏見区スポーツ推進指導員会において、委員報酬から所得税 の源泉徴収分を差し引いた金額を伏見区委員会が委員全員から徴収するこ とを前提とする当該年度の予算議案が議決されている。

(ウ) 小括

各委員が委員就任当初に同意書兼委任状を伏見区委員会に提出する際、伏見 区委員会から委員報酬の取扱いについての説明を受けていること、同意書兼 委任状の内容が難解であるとは認められず、各委員が同意書兼委任状に氏名 等を自署のうえ自ら押印していることからすると、各委員は、同意書兼委任 状の記載内容を理解したうえでこれを伏見区委員会に提出したものと認めら れ、そこに含まれる本件委任もまた、各委員の意思に基づくものとして有効 であると認められる。

毎年4月に開催される第1回伏見区スポーツ推進指導員会において、各委員

が、委員報酬等規程に基づき京都市から委員報酬が支給されるものの、委員報酬から所得税の源泉徴収分を差し引いた金額を伏見区委員会が委員全員から徴収する旨の説明を受けたうえで、当該年度の予算案について議決を得ている事実は、上記の各委員の意思が再度確認されたものと言え、本件委任の有効性を補強するものとなる。

なお、委員の就任に当たり代理受領の委任について十分な説明を行うことが 望ましいことは言うまでもないが、委員の委嘱の手続を行うのが文化市民局 市民スポーツ振興室である一方、本件委任は、各委員と伏見区委員会との間 の問題であるから、委員の就任に当たり文化市民局市民スポーツ振興室から 委員報酬の取扱いについて説明がなかったとしても特段の問題はないと言う べきである。

ウ 本件代理受領の違法性・不当性に係る判断

以上より、本件委任は各委員の意思に基づくものとして有効であると認められるから、本件代理受領は委員報酬の代理受領として適法かつ正当であると認められる。

(3) 委員報酬に係る所得税の源泉徴収の要否

上記第4 1(2)のとおり、京都市(伏見区)は、委員報酬について、「給与等」として所得税の源泉徴収を行っている。これは、委員が非常勤の地方公務員であると解されること(上記第4 2(1)ア参照)を前提に、委員報酬が、国税庁長官の発出する所得税基本通達「法第28条《給与所得》関係」における通達28-7 (委員手当等)により、所得税法第6条にいう「給与等」に該当するとの判断に基づく取扱いであると認められる。

この点、請求書によれば、請求人は、委員報酬が一度も自身の支配下に入らないのに、「給与等」として所得税の源泉徴収が行われていることを不当としているものと解される。

しかし、本件方法により、委員報酬から所得税の源泉徴収分を除いた残額(以下「委員報酬手取分という。)が京都市(伏見区)から伏見区委員会に交付されることにより、各委員が伏見区委員会に対して負担している負担金債務が消滅するのであり、これにより各委員に手取り分=負担金相当額の利益が生じていると評価することができる。他方、伏見区委員会は、元々各委員に対して負担金の支払を求める

債権(以下「負担金債権」という。)を有していたところ、京都市(伏見区)から 委員報酬手取分相当額の交付を受けることにより、この負担金債権が消滅するため、 委員報酬手取分相当額の交付を受ける前後で財産状況に変化はない。したがって、 委員報酬の実質的な帰属先は、伏見区委員会ではなく各委員であると認められる。

そうすると、京都市(伏見区)には、所得税法第6条に基づき、委員報酬についての源泉徴収義務があるものと認められるから、所得税の源泉徴収についての京都市の取扱いは正当であると認められる。

請求人の論旨は、各委員が伏見区委員会に対して負担金債務を負っているという 点についての認識を欠いており、そのために、委員報酬手取分相当額が京都市(伏 見区)から伏見区委員会に交付されることにより伏見区委員会の財産状況がプラス になる一方、各委員の財産状況には変動が生じず、したがって、委員報酬の実質的 な帰属先は各委員ではなく伏見区委員会であるとの結論に至ったものと思われるが、 これが正当でないことは上記のとおりである。

(4) 伏見区委員会に係る一部の幹事の飲食代や他府県との交流費用等の支出を伴う事業について

伏見区委員会は、伏見区における市民スポーツの普及・振興において、重要な役割を果たしているものの、京都市の組織ではなく、市民スポーツの普及・振興という目的を達成するために統一された意思のもとに活動する任意団体であるから、伏見区委員会が行う事業に係る支出は京都市の財務会計行為に当たらない。また、伏見区委員会に対して京都市から補助金は交付されていない(上記第4 1(1)イ参照)。そうすると、伏見区委員会が行う事業に係る支出の違法性又は不当性については、住民監査請求の監査の対象とはならないと言うべきである。

なお、伏見区委員会の事務局が伏見区役所地域力推進室に置かれていることから、 念のため付言すると、令和3年度及び令和4年度の伏見区委員会に係る「一部の幹 事の飲食代や他府県との交流費用等」に当たると思料される支出はあったものの、 それらは上記目的の範囲内のものであり、また、社会通念上許容される範囲のもの であると考える。

- (5) 事実証明書(15)~(17)について
 - ア 事実証明書(15)及び(16)について

事実証明書15及び16によれば、令和2年度分及び令和3年度分の所得税及び復

興特別所得税について、請求人からの更正の請求に基づき、令和4年9月29日付けで、当該各年度の給与所得(事実証明書15別表③欄、事実証明書16別表②欄)の額等を更正した事実が認められる。これらは、京都市が支払った請求人の令和2年度及び令和3年度の委員報酬について、伏見税務署長が請求人の給与所得ではないと認めたものと見る余地があり、仮にそうであるならば、委員報酬は給与等に該当するとの京都市の判断とは異なる解釈に基づくものであるということになる。

この点、伏見税務署長の判断は、京都市以外の国家機関に所属する行政庁の判断であって、住民監査請求の対象である京都市の長若しくは委員会若しくは委員 又は京都市の職員の財務会計行為ではないことは明らかであるから、本件請求に おける監査の対象とすることはできない。

したがって、事実証明書15及び16については、これ以上の言及は行わない。

イ 事実証明書(17)について

事実証明書(17)によれば、京都市長が令和3年度及び令和4年度の市・府民税の納付すべき額を変更し、差額(各200円)を請求人に還付した事実が認められる。これは、上記アの伏見税務署長による更正を受けたものと推測されるところ、京都市長はこの伏見税務署長の判断の詳細について当然に知り得る立場にはなく、上記の京都市長の行為は伏見税務署長の判断を前提に行われたに過ぎないと推測されるものであって、その違法性又は不当性を判断するためには、その前提となる伏見税務署長の判断の違法性又は不当性に言及せざるを得ないが、これは京都市に対する住民監査請求に基づく監査の対象とすることができる範囲を逸脱すると言うべきである。

したがって、事実証明書四についても、これ以上の言及は行わない。

(6) 結論

以上より、本件代理受領に違法性又は不当性は認められず、そのほかに、違法又は不当な財務会計行為があったとも認められない。

よって、本件請求には理由がないので、これを棄却する。

【参照】関係法令等の内容

1 地方自治法

- 第203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、 自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、 監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選 挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員(短時間勤務職員及び地方公務員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)に対し、報酬を支給しなければ ならない。
- 2 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例 で特別の定めをした場合は、この限りでない。
- 3 第1項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- 4 (略)
- 5 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。
- 第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員(教育委員会にあつては、教育長)、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。
- 2 (略)
- 3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。
- 2 地方公務員法

(給与に関する条例及び給与の支給)

第25条 (略)

- 2 職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。
- 3 スポーツ基本法

(スポーツ推進委員)

- 第32条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあっては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。
- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。
- 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。
- 4 京都市スポーツ推進委員規則

(設置等)

- 第1条 スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、教育委員会にスポーツ推進委員(以下「委員」という。)を置く。
- 2 前項の委員の定数は、700人以内とする。

(任期)

- 第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 教育委員会は、特別の事由があると認めるときは、任期中においても委員を解任 することができる。

(職務)

- 第3条 委員は、本市におけるスポーツの推進を図るため、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 本市その他の行政機関の行うスポーツに関する行事又は事業の実施に協力すること。
 - (2) スポーツ団体その他の団体の求めに応じて、当該団体の行うスポーツに関する 行事又は事業の実施に協力すること。
 - (3) 市民のスポーツ活動を促進するための組織の育成を図ること。
 - (4) 市民のスポーツに対する理解を深めること。

- (5) 市民の求めに応じて、スポーツの実技の指導を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民に対し、スポーツに関する指導及び助言を行うこと。

(服務)

- 第4条 委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。
- 2 委員は、その職務を遂行するに当たっては、法令、条例、規則等に従わなければ ならない。
- 3 委員は、その職の信用を傷付け、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第5条 委員は、常に、その職務を遂行するため必要な知識及び技術の修得に努め、 委員としての資質の向上を図らなければならない。

(補則)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

5 京都市スポーツ推進委員選考要綱

(目的)

第1条 この要綱は、スポーツ基本法第32条及び京都市スポーツ推進委員規則に基づき、京都市スポーツ推進委員(以下「委員」という。)の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考の基準)

- 第2条 委員の選考に当たっては、次の各号に該当することを基本条件とする。
 - (1) スポーツ及びレクリエーションに関心と深い理解を持ち、熱意と指導力のある者であること。
 - (2) 社会的に信望があり、協調的精神に富み、自ら積極的に活動する者であること。
 - (3) 京都市スポーツ推進委員規則第3条に規定する職務の遂行が可能な者であること。
 - (4) 自己の資質向上のため、研修会及び講習会等に積極的に参加できる者であること。
 - (5) 地域体育振興会等の活動に積極的に参画し、地域における市民スポーツの普及

及び振興に実績をあげているものであること。

- 2 選考に当たっては、次の事項に留意すること。
 - (1) 地域における活動内容や役割などを考慮すること。
 - (2) 実技の指導力にとらわれず、スポーツ行事などの企画及び運営に参画できること。
 - (3) 任務の遂行に支障のない者で、家族の理解と協力が得られる者であること。
 - (4) 新しく委員を選考する場合は、基準日において、年齢65歳以下の者であること。 再度の選考の場合は、年齢72歳以下の者であること。なお、基準日において、73 歳以上の者は再任はできないものとする(基準日は、任命される年の4月1日と する。)。ただし、特に市長が認めるときはこの限りでない。
 - (5) 公務員としてふさわしい者であること。
- 3 その他、市長が適当と認める者

(選考人数)

第3条 委員の選考に当たっては、当該地域体育振興会の人口により、次の表に掲げる基準に基づき選考人数を定める。ただし、特に市長が認めるときは、選考人数を追加することができる。

選考人数	
地域体育振興会の人口	スポーツ推進委員選考人数
1,500人以下	2名以内
1,501人以上 5,000人以下	2名
5,001人以上 7,500人以下	3名
7,501人以上	4名

- 2 委員の選考に当たっては、次の各号に掲げる人数を目途に女性委員を確保するよう努めることとする。
 - (1) 地域体育振興会における委員が3人以下の場合、基準なし
 - (2) 地域体育振興会における委員の数が4人の場合、2人
 - (3) 区体育振興会連合会毎に、3分の1
- 3 京都市スポーツ推進委員会三役に就任した者がいる学区においては、その人数分 の補充を認める。

(推薦手続)

第4条 委員の候補者については、当該地域体育振興会会長が次の各号の手続きにより推薦する。

- (1) 地域体育振興会会長は、第2条の基準に基づき、「京都市スポーツ推進委員候補者推薦書」(様式1)及び(様式2)を、区長に提出するものとする。
- (2) 区長は、提出された推薦書を取りまとめ、意見を付けて所管局長に内申する。
- (3) 所管局長は、内申に基づき、審査のうえ、委員を決定する。
- 6 京都市スポーツ推進委員の報酬及び費用弁償に関する規程 (目的)
 - 第1条 この規程は、京都市報酬及び費用弁償条例(以下「条例」という。)の規定に基づき京都市スポーツ推進委員(以下「委員」という。)の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

- 第2条 報酬は、年額10,000円とする。
- 2 報酬は、条例第3条第2項の規定に基づき、4月から9月までの分として5,000 円を9月21日に、10月から翌年3月までの分として5,000円を翌年3月21日に支給 する。ただし、その支給期日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定 する休日(以下「日曜日等」という。)に当たるときは、その日前において、その 日に最も近い日曜日等でない日を支給期日とする。
- 3 委員が、任期の途中において退職し、又は死亡したときは、その日の属する月分 までの報酬として、月割りによって計算して得た額を支給する。

(費用弁償)

- 第3条 委員が職務のため出張するときは、条例第5条第1項第2号の規定に基づき 京都市旅費条例を準用し、同条例別表に掲げる2級に相当する額を支給する。
- 2 委員が次の各号の一つに該当するときは、当該各号に定める額を費用弁償として 支給する。
 - (1) 委員が、全市域を対象として京都市が主催する事業の管理運営に従事するときは、1日につき2,000円を支給する。
 - (2) 委員が、各行政区の区域を対象として京都市が主催する事業のうち、所管局長が必要と認めた事業の管理運営に従事するときは、1日につき1,000円を支給する。
 - (3) 前2号に定めるもののほか、委員が職務を行うために特に費用を要するときは、

所管局長が必要と認めた場合に限り、当該費用に相当する額をそのつど支給する。 (補則)

第4条 この規程の施行に関し、必要な事項は所管局長が定める。